

事務連絡
令和3年5月20日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「協力要請推進枠」の取扱いについて
(酒類販売事業者に対する支援)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」といいます。)の協力要請推進枠については、令和3年5月7日、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について(大規模施設等に対する協力金等)」において、酒類販売事業者に対する支援の概要を各都道府県宛てお知らせしたところです。

今般、都道府県が酒類販売事業者に対して緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金(以下「月次支援金」といいます。)の取扱いに準じて独自に支援を行う場合において、臨時交付金の交付対象となる支給金額等の取扱いは、下記によるものとします。

なお、現在、月次支援金の申請・受給データとの連携について関係省庁と調整中であり、別途通知予定です。

記

1 酒類販売事業者に対する支援金について

(1) 対象範囲

令和3年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域において、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の都道府県知事の許可を受けた者。以下同じとします。)との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者(酒税法(昭和15年法律第35号)第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限ります。以下同じとします。)に対し、中小企業庁において実施している月次支援金の取扱いに準じて、下記(2)、(3)のとおり支援を行う都道府県(酒類販売事業者の住所・本店が所在する都道府県をいいます。以下同じとします。)を交

付対象とします。

(2) 月次支援金の上限額の上乗せを行う場合

月次支援金の給付対象となる個人事業者等又は中小法人等のうち、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者に対し、(4)の金額を、月次支援金の上限に上乗せして支給する場合に交付対象とします。

なお、月次支援金における「緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域において不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている」旨の要件のみを満たしている者は対象としないことに留意願います。(3)においても同じとします。

また、間接の取引の範囲については、月次支援金の考え方に準じて、月次支援金の間接の取引に該当する範囲内で都道府県において適切に判断するものとします。(3)においても同じとします。

(3) 月次支援金の売上減少割合の要件緩和を行う場合

個人事業者等又は中小法人等のうち、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者に対し、月次支援金と同様の要件の下で、都道府県の判断により月間事業収入が50%以上減少した旨の要件を緩和し(30%以上を下限とする)、(4)の金額を支払う場合に、交付対象とします。

(4) 支給する金額

支給金額の上限については、以下のいずれか小さい金額とします。

・個人事業者等の場合：10万円(※)

中小法人等の場合：20万円(※)

※ 支給額については、上記の金額以下で都道府県の判断により決定することができることとします。

・売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額

(注) 都道府県が、酒類販売事業者の月次支援金の要件への適否を確認するに当たり、月次支援金における登録確認機関の確認、申請方法、提出書類及び保存書類をどのような取扱いとするかについては、都道府県において適切に判断することとします。

2 臨時交付金における酒類販売事業者に対する支援の取扱い

本事務連絡に基づき都道府県の判断で酒類販売事業者に対して、上記1(2)、(3)による支援を行う場合については、臨時交付金における協力要請推進枠から80%を支援することとします。また、その残分については、即時対応特定経費交付金の適用対象とはなりません。事業者支援分を充てることができること

とします。なお、都道府県が協力要請推進枠における支援を受ける場合には、あらかじめ政府に迅速な情報提供を行うこととします。

【照会先】

(1)酒類販売事業者に係る支援策について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・矢部

協力金担当 佐藤・築山・遠藤・川池・鈴木・小林・林

直通 03 (6257) 3086

(2)臨時交付金全般、即時対応特定経費交付金について

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 佐藤・畑・中山・上坂・大矢・須田・福田

直通 03 (5501) 1752